

廃プラスチックに係る国の施策等について

プラスチック資源循環戦略(R元年5月31日)	今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(R3年1月29日)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3年3月9日閣議決定)
<p>○基本原則（3R+Renewable（持続可能な資源））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、無駄に使われる資源を徹底して減らす。 ・原料を、再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、できる限り長期間プラスチック製品を使用する。 ・使用後は分別回収しリサイクルか、<u>技術的・経済的に難しい場合は、熱回収を図る。</u>利用目的から焼却せざるを得ないプラスチックはバイオマスプラスチックを最大限使用し、確実に熱回収する。 ・いずれにあっても、経済性、技術可能性を考慮し、製品、容器包装の機能確保（安全性・利便性等）と両立を図る。 ・ポイ捨て、不法投棄撲滅の徹底、清掃活動の推進によりプラスチックの海洋流出を防止する。 ・日本の経験、技術、ノウハウをパッケージで輸出し、世界の資源制約・廃棄物問題、海洋プラスチック問題、気候変動問題等の同時解決、持続可能な経済発展に最大限貢献し、幅広い資源循環関連産業の振興により経済成長を実現する。 	<p>○考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>プラスチック資源循環戦略</u>」の展開を通じて、地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献し、資源循環産業の発展を新たな成長の源泉とする。同戦略では、使用の合理化、再生素材や再生可能資源への切替、再生利用の徹底やエネルギー利用などの基本原則を掲げた。 ・<u>新型コロナウイルスの感染拡大</u>により、プラスチックの役割が再認識され、エッセンシャルユースの増加など排出実態の変化もある。<u>3R+Renewableの基本原則</u>に沿った対応がこれまでに増して重要。 ・<u>循環経済への移行に向けた再設計（Redesign）</u>を進め、<u>海洋プラスチックごみ問題と気候変動問題等の同時解決に貢献（環境面）</u>、<u>プラスチック資源循環への貢献を、あらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進め（経済面）</u>、<u>少子高齢化への対応や消費者のライフスタイル変革を促す（社会面）</u>ことで3方よしを目指す。 	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環の促進を図るため、プラスチック使用製品使用の合理化、プラスチック使用製品廃棄物の市町村による再商品化、事業者による自主回収・再資源化、を促進するための制度創設等の措置を講じ、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与する。 <p>○事業者・消費者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別排出、再資源化、長期使用、使用の合理化により廃棄物の排出抑制に努める。 ・再資源化等による物や、これを使用した物の使用に努める。 <p>○地方自治体の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、分別収集と分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努める。 ・市町村は、資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努める。
<p>○重点戦略（①資源循環②海洋プラ対策③国際展開④基盤整備）</p> <p>1 プラスチック資源循環</p> <p>(1) リデュースの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチック製容器包装・製品について、無償頒布を止め、ライフスタイル変革を促す（レジ袋の有料義務化など）。 ・再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進する。 ・軽量化等の環境配慮設計。 ・リユース容器・製品の利用促進、普及啓発を図る。 ・モノのサービス化、シェアリングエコノミー等、技術・ビジネスモデル・ライフスタイルのイノベーションを通じたリデュース・リユースの取り組みを推進・支援する。 <p>(2) 効果的・効率的で持続可能なリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、システム全体として効果的・合理的で持続可能な分別回収・リサイクル等のあり方を検討する。 ・事業者、自治体等多様な主体による適正な店頭回収や拠点回収の推進、IoT技術も活用した効果的、効率的でより回収が進む方法を幅広く検討する。 ・分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用での各主体の協働・全体最適化により費用最小化、資源有効利用率最大化を社会全体で実現する（持続可能な回収・リサイクルシステム構築）。 ・国内のリサイクルインフラの質的・量的確保、サプライチェーンの整備など、適切な資源循環体制を構築する。 	<p>○主な施策</p> <p>1 リデュースの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の<u>排出抑制</u>を促進するため、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換、流通・サービス事業者等には、過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備する。 ・ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナーが取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す。 <p>2 効果的・効率的で持続可能なリサイクル</p> <p>(1) リユース・リサイクル可能な製品設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮設計の基本思想や優先順位、関連技術等の視点を整理し、設計の転換を促す環境を整備する。 <p>(2) プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化</p> <p>①家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル</p> <p>〈市町村による分別回収〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装とプラスチック製品について、容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるよう措置する。 ・市町村、リサイクル事業者が連携して選別工程の一体的運用ができるよう措置を講じる。 ・家庭ごみの有料化徹底等で資源分別を促し、分別努力に応じた市町村に対するインセンティブにより、分別収集体制を整備する。 <p>〈事業者による自主回収〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・販売事業者が消費者からプラスチック製容器包装・製品を円滑に自主回収・リサイクルできる環境を整備する。 	<p>○基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計 ・ワンウェイプラスチックの使用合理化 ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等に関する基本方針を策定する。 <p>○個別の措置事項</p> <p>1 製造・設計段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針を策定し、指針に適合した製品設計を認定する。 ・国等が認定製品を率先調達する。 <p>2 販売・提供段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定する。 ・提供事業者は、<u>排出抑制</u>に必要な指導・助言を行う。 ・提供事業者の<u>排出抑制</u>が不十分と認められたときは、勧告等を行う。 <p>3 排出・回収・リサイクル段階</p> <p>(1) 市町村の分別収集・再商品化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 ・市区町村の選別、梱包等を省略し、再商品化事業者の実施を可能にする。 <p>(2) 製造・販売事業者等による自主回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成、

プラスチック資源循環戦略(R元年5月31日)	今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(R3年1月29日)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3年3月9日閣議決定)
<p>(3) 再生材・バイオプラスチックの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ・需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入））、利用インセンティブ措置等） ・化学物質含有情報の取扱 ・可燃ごみ指定袋などへのバイオプラスチック使用 ・バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 <p>2 海洋プラスチック対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄撲滅、海岸漂着物の回収処理、等 <p>3 国際展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国における実行性のある対策支援 <p>4 基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）、技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）など。 <p>5 今後の戦略展開</p> <p>〈リデュース〉</p> <p>2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p>〈リユース・リサイクル〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までにリユース・リサイクル可能なデザイン ・2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ・2035年までに使用済みプラスチックを100%有効利用（熱回収を含む） <p>〈再生利用・バイオマスプラスチック〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに再生利用を倍増 ・2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入 	<p>・自主回収拡大に向け、消費者への分別協力のインセンティブ、事業者が行う回収量向上策への必要な支援を行う。</p> <p>②事業者から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別・リサイクルを促す環境や、排出事業者が自らのプラスチック資源を高度リサイクルする取組が円滑に進む環境を整備する。 ・事業者が排出するプラスチック資源を市町村が回収する場合は、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備する。 ・プラスチック資源の適切な輸出入管理。 <p>③効率的な回収・リサイクルの基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルを含め、プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、リサイクル・熱回収の技術開発とインフラ整備を支援する。 ・リチウムイオン電池等の異物混入対策を進める。 ・リサイクル事業者の処理ポテンシャルを有効活用する方策を検討する。 <p>3 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進</p> <p>(1) 再生素材の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質・コスト・安定供給のボトルネックを解消、技術開発・インフラ整備、政府率先調達等の需要喚起、リサイクル事業者と利用事業者のマッチング、化学物質の適正・効率的な管理、業界の認証整備等を支援し、リサイクル関連産業の振興、育成等を推進する。 <p>(2) バイオプラスチックへの代替促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定、これに基づき施策を展開する。 <p>4 分野横断的な促進策</p> <p>(1) 消費者の理解・協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本のプラスチック資源循環の現状や各主体の取組状況等を国際社会に幅広く発信する。 ・リサイクルの見える化、代替素材の環境価値の普及啓発・広報、環境教育などにより消費者のライフスタイル変革を促す。 <p>(2) 企業・地方公共団体による先進的な取組の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な企業・地方公共団体等の取組事例の創出・横展開や、各企業・業界による率先的な戦略・行動計画等の策定・フォローアップを後押し。 <p>(3) ESG金融による取組の後押し</p> <p>(4) 政府の率先的・基盤的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府率先調達水準の引き上げを推進、地方公共団体へも率先調達実施を促し、環境負荷低減に資する製品の普及を後押し。 ・資源循環関連技術の開発、優れた技術の社会実装に向けたインフラの整備等を支援。 	<p>・計画を主務大臣が認定した場合、認定事業者は、廃棄物処理法の業の許可を不要にする。</p> <p>(3) 排出事業者の排出抑制・再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定 ・排出事業者に、排出抑制に必要な指導・助言を行う。 ・多量排出事業者へ排出抑制、再資源化等について勧告等を行う。 ・排出事業者等が自らのプラスチック使用製品産業廃棄物等を再資源化する計画を作成。 ・再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合、認定事業者は、廃棄物処理法の業の許可を不要にする。